

## 令和8年度（2026年度）熊本市国民健康保険特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査（集団健診）業務委託契約書（案）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下「特定健診」という。）及び、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第26号）第3条に基づき熊本県後期高齢者医療広域連合が実施する、後期高齢者医療健康診査（以下「高齢者健診」という。）について、次のとおり契約を締結する。

- 1 委託業務名 令和8年度（2026年度）熊本市国民健康保険特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査（集団健診）業務委託
- 2 履行場所 熊本市内及び熊本市近隣で実施可能な場所、又は委託者と協議の上、双方合意した場合は、委託者の指定する場所
- 3 履行期間 自 令和8年（2026年）4月1日  
至 令和9年（2027年）3月31日
- 4 委託業務内容 仕様書のとおり
- 5 委託料の額 「別紙1-1 特定健診（集団健診）内訳書」  
「別紙1-2 高齢者健診（集団健診）内訳書」のとおり
- 6 契約保証金 免除

上記委託業務について、委託者 熊本市と受託者\_\_\_\_\_とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

※電子契約により契約締結する場合は下線部を「この契約の成立の証として、本書の電磁記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名のうえ、各自その電磁記録を保管する」に置き換える。

令和8年（2026年） 月 日

委託者 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市  
熊本市長 大西一史 印

受託者 住所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)及び仕様書に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書に交互符合しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。

3 受託者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に実施し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

4 業務の履行に必要な一切の経費は、この契約の業務委託料に含まれるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、受託者が検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することをあらかじめ明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において受託者が業務の一部を委託して実施する場合、受診者の自己負担金の徴収及び委託者への業務委託料の請求は受託者が行うものとし、受託者から業務の一部を受託した機関は受託した検査(眼底検査においては判断も含む)のみを行うものとする。

(個人情報の保護)

第4条 受託者が当該業務を実施するに当たっては、健康診査の記録の漏洩を防止するとともに実施担当者にも守秘義務を課す等、「別紙2 個人情報取扱に関する特記事項」、厚生労働省通知「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイダンス」及び「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記事項やガイドライン等関係法令を遵守するものとし、第2条、第3条に規定する者についても同様とする。

(履行報告)

第5条 受託者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(事故及び損害の責任)

第6条 受託者が業務の実施中及びその業務により生じた事故並びに損害については、委託者に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 受託者が独自で実施する検診については、実施場所を明確に区分し、独自の検診の実施中及びその業務により生じた事故並びに損害については、受託者がその負担と責任において処理に当たるものとする。

(業務委託料の請求)

第7条 受託者は、特定健康診査及び後期高齢者健診を実施後、速やかに受診者に結果を通知し、遅滞なくその結果を取りまとめ、「別紙1-1 特定健診(集団健診)内訳書」「別紙1-2 高齢

者健診(集団健診)内訳書」に定める業務委託料から、仕様書 5 対象者及び個人負担額に記載の受診者の窓口負担のうち健康診査受診券に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額(以下「請求額」という。)について、熊本県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に請求するものとする。

(健康診査結果の報告)

第8条 前条における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(国保連合会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と受託者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を、原則実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

2 前項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

3 第1項に定める健診結果の電子データ化に伴う費用については、受託者が負担するものとする。

(業務委託料の支払い)

第9条 委託者は、受託者から第7条の規定に基づき請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日(電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。)を基本として、委託者と国保連合会との間で定める日に、受託者に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。

2 委託者及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて受託者に返戻を行うものとする。この場合において、既に受託者に支払われた業務委託料については、当該業務委託料を支払った委託者に対し受託者が有する業務委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は受託者からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 受託者は前項の返戻を受けた場合において、再度第7条の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第10条 受託者において、熊本市国民健康保険又は後期高齢者医療制度(熊本市の対象者に限る)の被保険者の資格(以下「被保険者資格」という。)と健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、当該事由に係る費用は受託者の責任および負担とし、委託者はこれに係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

2 受託者において、被保険者資格と健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により受託者に過失がないと委託者が判断した場合は、委託者の責任・負担とし、委託者は請求額を国保連合会等を通じて受託者に支払うものとする。

3 受託者が仕様書に記載された内容と異なる業務を行い、請求を行った場合は、当該費用は受

託者の責任および負担とし、委託者はこれに係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

- 4 受託者において、被保険者証と健康診査受診券の両方を確認したにも関わらず、年度途中で被保険者資格を喪失した等の理由で、国保連合会を通じた費用決済が出来ない場合は、委託者と協議後、直接請求するものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合、受託者は、遅延日数に応じ、業務委託料にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(以下「遅延利息の率」という。)を乗じて計算した額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 委託者の責めに帰すべき事由により、第9条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

- 3 前2項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(業務等の調査)

第12条 委託者は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規定の概要」に関する受託者の公表内容若しくは業務委託参加申請時に提出した「特定健康診査の外部委託基準に関する調書」に関する内容の確認等、委託者が必要と認めるときは、受託者に対し、業務状況等の照会、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員が立入検査をすることができる。

- 2 委託者から前項の照会があった場合、受託者は、速やかに対応するものとする。

- 3 第1項の規定により立入検査を行う場合は、立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(契約の解除)

第13条 委託者又は受託者は、委託者又は受託者がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

- 2 前項に関わらず、委託者は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する受託者の公表内容若しくは「特定健康診査の外部委託基準に関する調書」に関する提出内容について事実と異なり、それにより委託者に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

- 3 委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとする。

(1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号及び次条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受託者が(1)から(6)までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(7)に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (9) その他前各号に準ずる事由があるとき。

（談合行為等に対する解除措置）

第14条 委託者は、前条第1項から第3項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

（紛争の解決）

第15条 この契約書に定める事項について委託者と受託者の間に紛争が生じたときは、委託者と受託者の協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

2 前項の紛争解決のために要する費用は、委託者と受託者とが双方平等に負担するものとする。

（補則）

第16条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（特記事項）

第17条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

## 特定健康診査（集団健診）内 訳 書

区 分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件	
特定健康診査	基本的な健診の項目 ①	円	健診実施後に一括	
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査		円
		心電図検査		円
		眼底検査		円
		血清クレアチニン		円
追加健診	項目数	3又は4		
	単 価 ②	円		
実際の基本となる額 (① + ②)		円	詳細な健診を行う場合 円を上限とする。	

- 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用、会場使用料を含んだものとする。
- 上記内訳書（業務委託料）の金額から特定健診受診者の個人負担金を差し引いた金額を委託者が受診者へ支払う。

## 後期高齢者医療健康診査（集団健診）内 訳 書

区分		1人当り 業務委託料単価 (消費税含む)	支払条件
基本的な健診の項目 ①	診察等	円	健診実施後に一括
	血液検査		
	尿検査 (糖・蛋白)		
追加健診項目 ②	貧血検査	円	
	ヘモグロビンA1c		
	血清クレアチニン		
	血清尿酸		
	尿検査(潜血)		
詳細な健診の項目	心電図検査	円	
	眼底検査	円	
基本となる業務委託料 (①+②)		円	詳細な健診を行う場合 円が上限となる。

- 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用、会場使用料を含んだものとする。
- 上記内訳書（業務委託料）の金額から高齢者健診受診者の個人負担金800円を差し引いた金額を委託者が受託者へ支払うもの。

## 個人情報取扱に関する特記事項

### (基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報（個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を秘密として保持しなければならない。第三者への提供、開示、漏えい等をしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (従業者への周知)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

### (収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第5条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等のため、個人情報の管理について必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を、委託者の承諾なしに、個人情報を取り扱う場所以外に持ち出してはならない。

### (目的外使用及び第三者への提供の制限)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に使用してはならないものとする。

### (再委託の制限)

第7条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。ただし、委託者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定に基づき第三者に再委託をする場合は、再委託に係る個人情報の安全が図られるよう、再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、この特記事項で定められている受託者の義務と同等の義務を当該第三者に負わせなければならない。

### (複写及び複製の禁止)

第8条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 受託者は、この契約が終了したとき、又は解除されたときは、次に掲げる事項を履行しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- (1) この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の全部を委託者に返還し、又は引き渡すこと。
- (2) この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の電子データをその記録媒体等から完全に消去し、又はその記録媒体等を適切に廃棄すること。
- (3) 委託者から前号の規定による消去及び廃棄の実施を証する書面の交付を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

(実地調査)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 受託者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除)

第12条 委託者は、受託者がこの特記事項の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により自己に損害が生じた場合においても、委託者に対し損害の賠償その他一切の請求をすることができない。

(損害賠償)

第13条 委託者は、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、委託者に損害が生じたときは、受託者に対して損害賠償の請求ができるものとする。

(損害賠償額の予定)

第14条 受託者がこの特記事項の規定に違反した場合は、委託者は、損害の発生及び損害額の立証を要することなく、受託者に対して、委託金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として請求するものとする。この場合において、受託者は、委託者が指定する期日までに当該違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額（直接委託者に生じた損害額に加え、委託者が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士費用その他専門家に支払った費用を含むが、これに限られない。）が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える分について受託者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。